

# がん患者のおかれている状況と 就労支援の現状について

平成28年12月8日

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課

# がん対策推進基本計画（平成24年6月閣議決定）

## 重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成

(2) がんと診断された時からの緩和ケアの推進

(3) がん登録の推進

**新** (4) 働く世代や小児へのがん対策の充実

## 全体目標【平成19年度からの10年目標】

(1) がんによる死亡者の減少  
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

**新** (3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築

## 分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

### 1. がん医療

- ① 放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とチーム医療の推進
- ② がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
- ③ がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ④ 地域の医療・介護サービス提供体制の構築
- 新** ⑤ 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組
- ⑥ その他（希少がん、病理診断、リハビリテーション）

### 2. がんに関する相談支援と情報提供

患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。

### 3. がん登録

法的位置づけの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。

### 4. がんの予防

平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年までに受動喫煙の無い職場を実現する。

### 5. がんの早期発見

がん検診の受診率を5年以内に50%（胃、肺、大腸は当面40%）を達成する。

### 6. がん研究

がん対策に資する研究をより一層推進する。2年以内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的がん研究戦略を策定する。

### **新** 7. 小児がん

5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。

### **新** 8. がんの教育・普及啓発

子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。

### **新** 9. がん患者の就労を含めた社会的な問題

就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

# がん患者の就労を含めた社会的な問題への対策の経緯

平成24年6月	第2期がん対策推進基本計画閣議決定 ・重点的に取り組むべき課題に「働く世代や小児へのがん対策の充実」 ・分野別施策に「がん患者の就労を含めた社会的な問題」を追加
平成25年4月	「がん患者の就労に関する総合支援事業」健康局(平成25年度～) 「治療と職業生活の両立等の支援対策事業」基準局(平成25年度～) 「がん患者等に対する就職支援モデル事業」安定局(平成25～27年度) 開始
平成26年2月	「がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会」(計5回)開催
平成26年8月	「がん患者・経験者の就労支援のあり方に関する検討会」報告書とりまとめ
平成27年6月	「がん対策推進基本計画中間評価報告書」とりまとめ
平成27年12月	がん対策加速化プラン策定
平成28年2月	「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」公表
平成28年4月	「がん患者の就労に関する総合支援事業」「治療と職業生活の両立等の支援対策事業」を引き続き実施 ハローワークが拠点病院等と連携して行う「がん患者等に対する就職支援事業」を全国展開

# がん対策推進基本計画の「がん患者の就労を含めた社会的な問題」に関する記載概要 (平成24年6月)

## がん患者の就労を含めた社会的な問題

### 【取り組むべき施策】

- ・がん以外の患者へも配慮しつつ、がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場でのがんの正しい知識の普及、事業者・がん患者やその家族・経験者に対する情報提供・相談支援体制のあり方等を検討し、検討結果に基づいた取組を実施する。
- ・働くことが可能かつ働く意欲のあるがん患者が働けるよう、医療従事者、産業医、事業者等との情報共有や連携の下、プライバシー保護にも配慮しつつ、治療と職業生活の両立を支援するための仕組みについて検討し、検討結果に基づき試行的取組を実施する。
- ・がん患者も含めた患者の長期的な経済負担の軽減策については、引き続き検討を進める。
- ・医療機関は、医療従事者にとって過度な業務負担とならないよう健康確保を図った上で、患者が働きながら治療を受けられるように配慮するよう努めることが望ましい。
- ・事業者は、がん患者が働きながら治療や療養できる環境の整備、さらに家族ががんになった場合でも働き続けられるような配慮に努めることが望ましい。また、職場や採用選考時にがん患者・経験者が差別を受けることのないよう十分に留意する必要がある。

### 【個別目標】

がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を3年以内に明らかにした上で、国、地方公共団体、関係者等が協力して、がんやがん患者・経験者に対する理解を進め、がん患者・経験者とその家族等の仕事と治療の両立を支援することを通じて、抱えている不安の軽減を図り、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目標とする。

## 「らしく、働く ～仕事と治療の調和に向けて～」

平成24年6月に閣議決定されたがん対策推進基本計画では、全体目標に「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」が新たに加えられ、重点課題として「働く世代へのがん対策」が位置づけられるとともに、がん以外の患者へも配慮しつつ、3年以内になんらかの就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、社会的理解の推進や就労支援策を講じることとされた。

## がん患者・経験者とその家族の就労に関するニーズ・課題

- **がん患者・経験者（がん患者等）とその家族**
- ・がんや治療に伴う身体的・心理的・社会経済的な問題
  - ・病状等の説明力が十分ではない
  - ・相談先がわからない
  - ・職場等に病状を伝えるににくい

- **小児がん経験者**
- ・晩期合併症による就労が難しい
  - ・自立性や社会性の獲得が十分ではない
  - ・就学、進学、就労の連携が十分ではない
  - ・既存施策が十分に活用されていない

- **医療機関**
- ・がん患者等の就労ニーズの把握が十分ではない
  - ・就労継続を意識した説明、声かけが十分ではない
  - ・就労支援に関する知識、技量、情報が十分ではない
  - ・職場との情報共有が十分ではない

- **企業**
- ・がんは私傷病であるため、手厚い対応が難しい
  - ・相談体制、情報が十分ではない
  - ・病状の把握が難しい
  - ・主治医と産業保健スタッフ（産業医・保健師等）との連携が十分ではない
  - ・経営的な負担がある

- **その他**
- ・国民のがんに対する知識が十分ではない
  - ・関係者の連携が十分ではない
  - ・活用可能な制度の周知が十分ではない

相談先がわからない、活用できる既存の制度・仕組みを知らない。

## 就労支援の取組

○がん患者・経験者とその家族

### 自身ができることを伝える

- ・自身の病状を理解し、自分ができることや配慮してほしいことを明確に伝える

小児がん経験者

- ・拠点病院や小児がん拠点病院等の相談支援センターの活用
- ・HWの就職支援メニューの活用
- ・HWにおける企業との効果的なマッチング 等

○がん診療連携拠点病院



### 「今すぐに仕事を辞める必要はない」と伝える取組

- ・がん患者の就労に対するニーズの把握
- ・就労継続を意識した治療方針説明の強化
- ・就労に関する知識を有する専門家（社会保険労務士等）と連携した相談対応
- ・土曜・休日の診療の試行的取組・医療従事者や相談員に対する研修の実施
- ・患者会との連携 等

○企業



### がん患者等の人材活用

- ・がん患者との認識の共有
- ・がん患者と主治医と産業保健スタッフ（産業医・保健師等）が連携した病状、配慮事項の共有
- ・地域窓口（地域産業保健センター）と連携した相談支援、人材育成の体制整備
- ・従業員に対する研修の実施 等

○ハローワーク（HW）等



### 就職支援制度の周知と活用の推進

- ・がん患者等に対する就職支援モデル事業の拡充
- ・就職支援に関するノウハウ・知見の共有
- ・就職支援メニューの活用推進
- ・チーム支援
- ・トライアル雇用奨励金
- ・ジョブコーチ支援制度
- ・特定求職者雇用開発助成金
- ・産業保健総合支援センターの活用推進 等

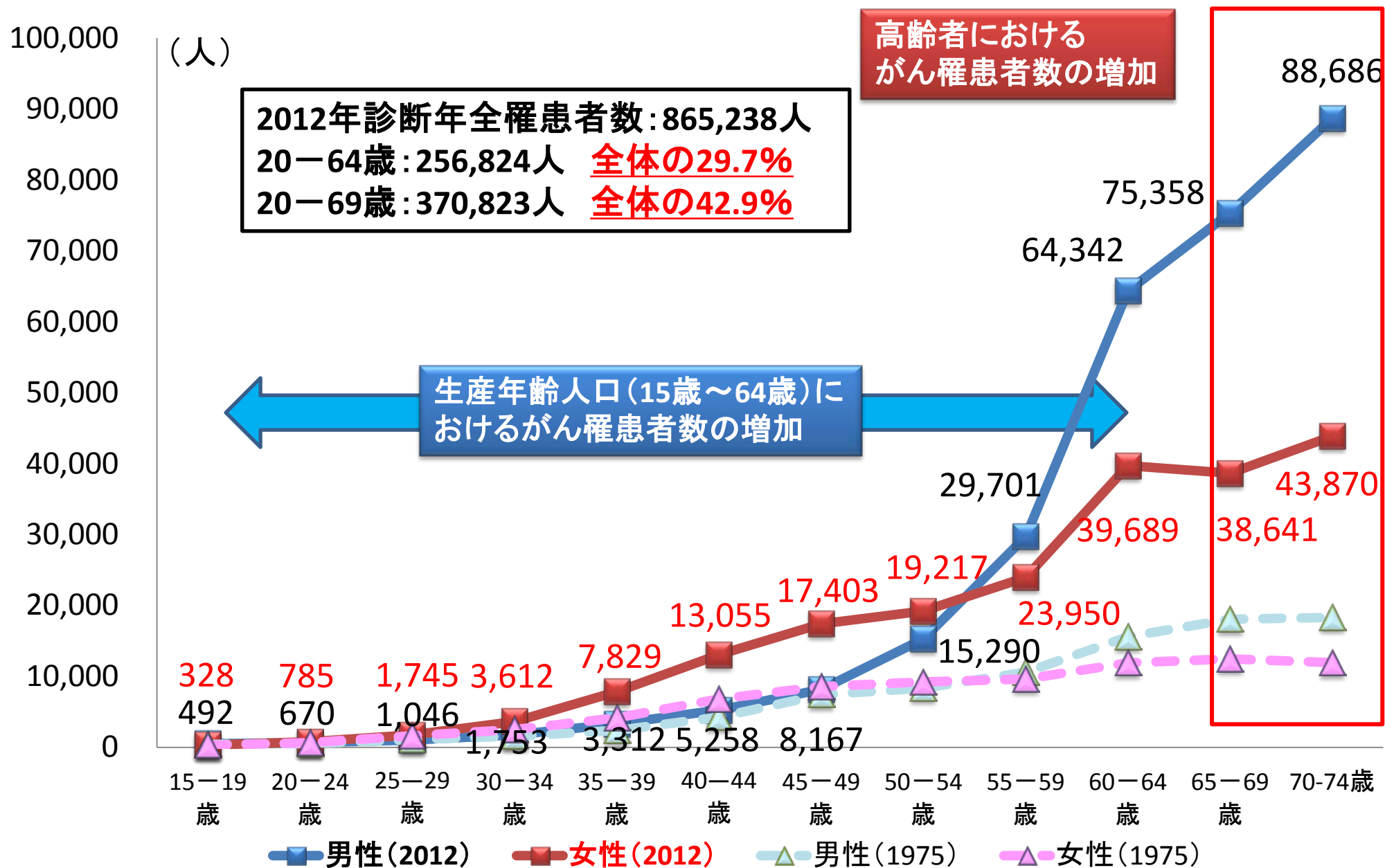
○その他（国民の理解・国の取組等）

### がんと就労の理解と関係者の連携の促進

- ・国民への普及・啓発
- ・情報発信
- ・がん教育
- ・好事例の収集及び当該企業の表彰による後押し
- ・市民公開講座の活用 等

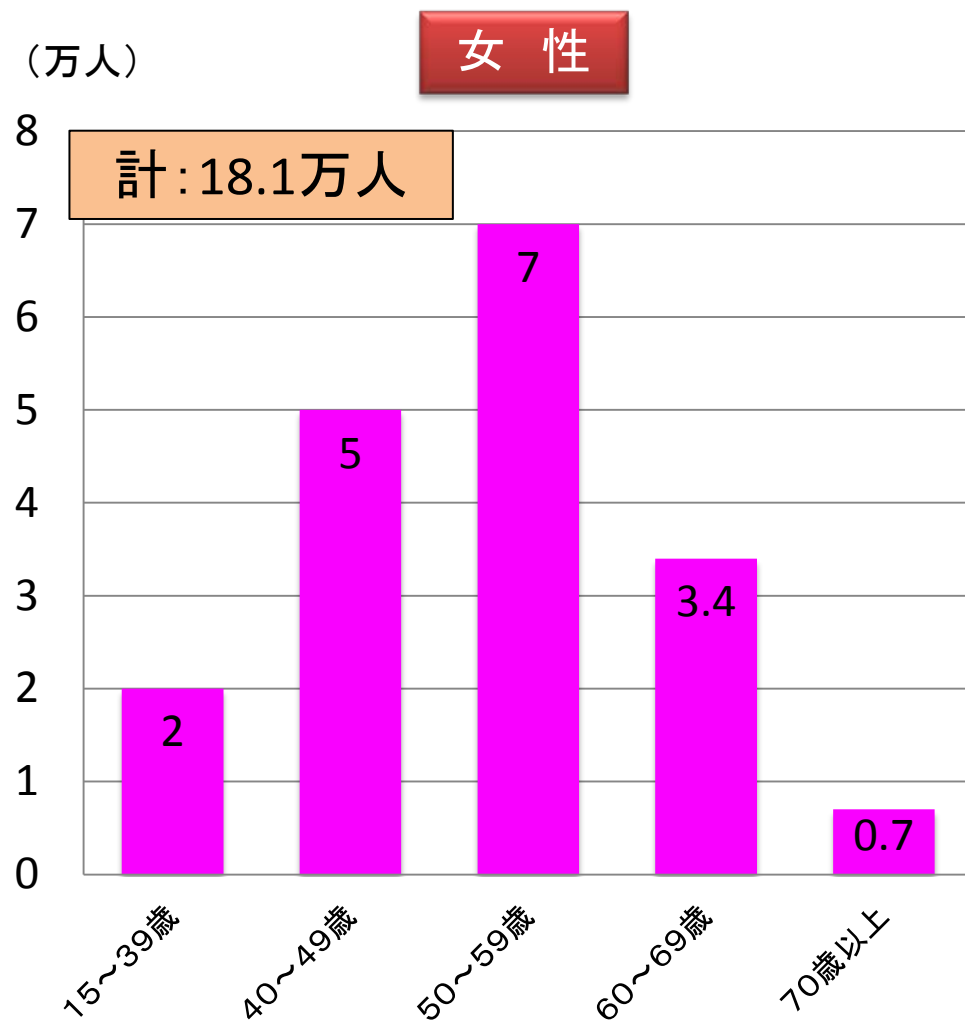
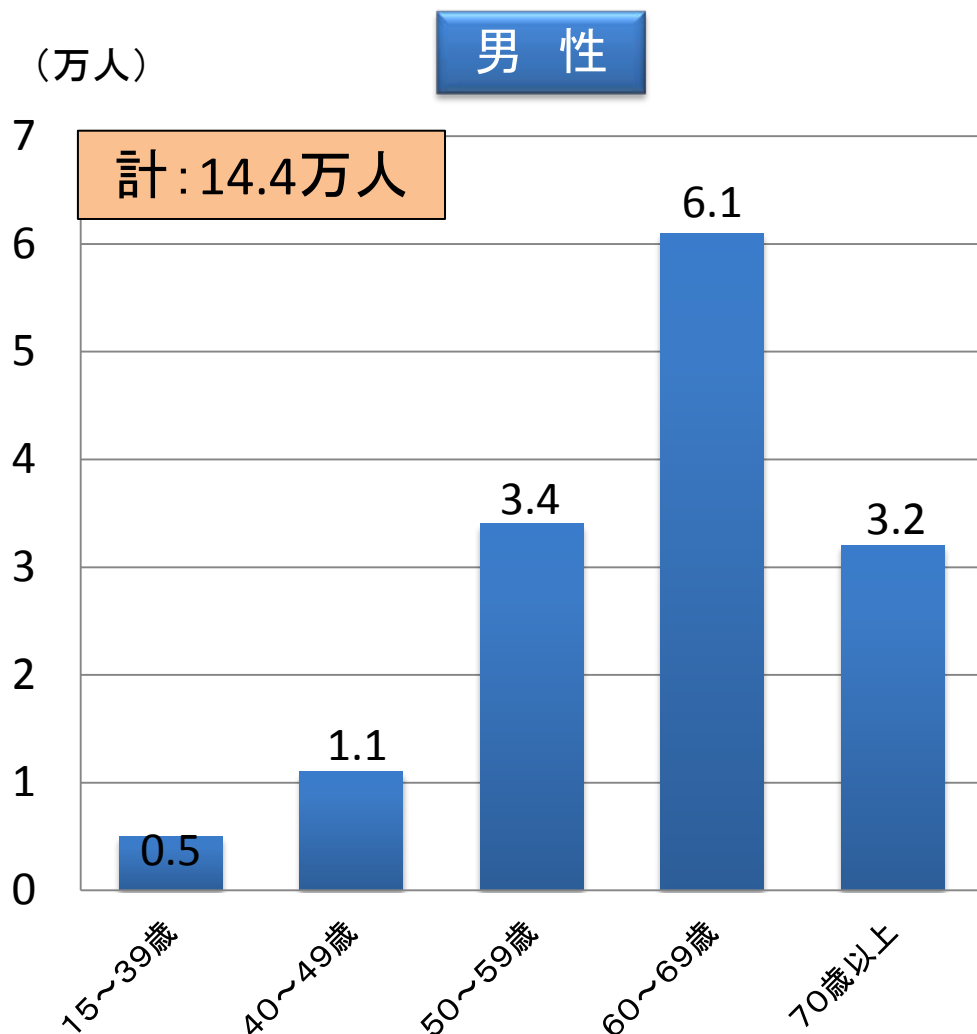
# 性別・年齢別がん罹患者数

がん患者の約3人に1人は就労可能年齢で罹患



# 仕事を持ちながら悪性新生物で通院している者

悪性新生物の治療のため、仕事を持ちながら通院している者は32.5万人いる



※ 仕事をもっているとは、調査月に収入を伴う仕事を少しでもしたことを行い、被雇用者のほか、自営業主、家族従事者等を含む。

資料: 厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計したもの

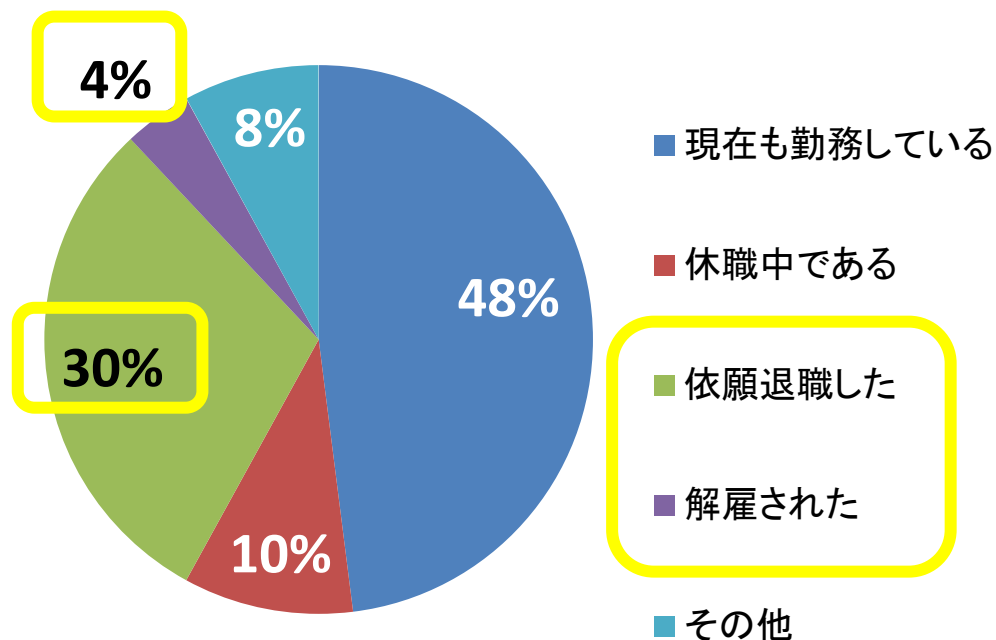
# がん患者・経験者の就労問題

がん患者を対象に調査を行った結果、がんの診断後、

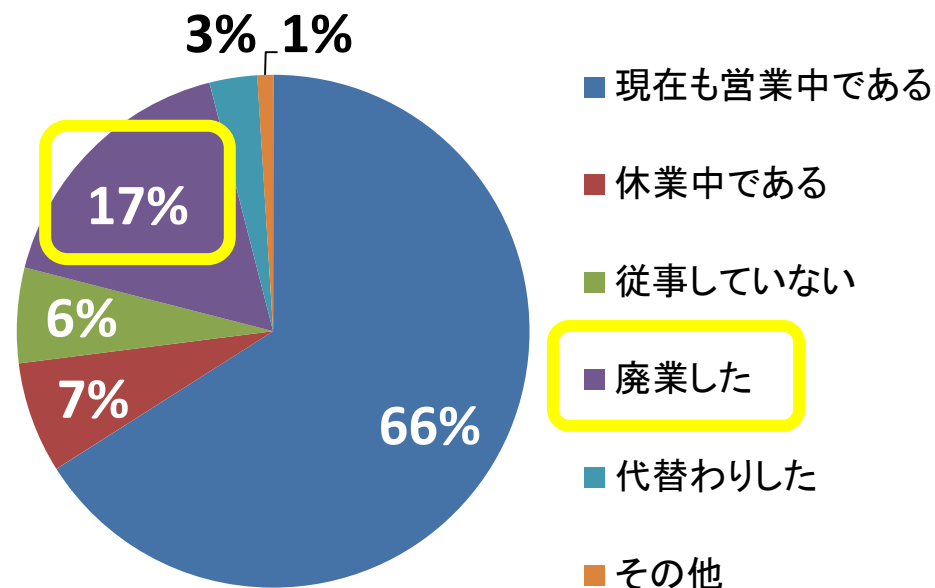
- 勤務者の**34%が依願退職、解雇**されている。
- 自営業等の者の**17%が廃業**している。

診断時点にお勤めしていた会社や営んでいた事業等について

## お勤めの方



## 自営、単独、家族従業者



出典：2013がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査

「がんの社会学」に関する研究グループ、研究代表者 静岡がんセンター山口建 先生



# 就労問題の10年間での変化

## <被雇用者>

お勤めの方	2013年		2003年	
	実数	(%)	実数	(%)
現在も勤務している	779	(47.9%)	1,249	(47.6%)
休職中である	155	(9.5%)	229	(8.7%)
依願退職した	496	(30.5%)	799	(30.5%)
解雇された	66	(4.1%)	111	(4.2%)
その他	132	(8.1%)	237	(9.0%)
回答者計	1,628	(100.0%)	2,625	(100.0%)

## <自営業>

自営、単独、家族従業者	2013年		2003年	
	実数	(%)	実数	(%)
現在も営業中である	330	(65.5%)	694	(68.0%)
休業中である	37	(7.3%)	79	(7.7%)
従事していない	31	(6.2%)	58	(5.7%)
廃業した	86	(17.1%)	135	(13.2%)
代替わりした	13	(2.6%)	41	(4.0%)
その他	7	(1.4%)	14	(1.4%)
回答者計	504	(100.0%)	1,021	(100.0%)

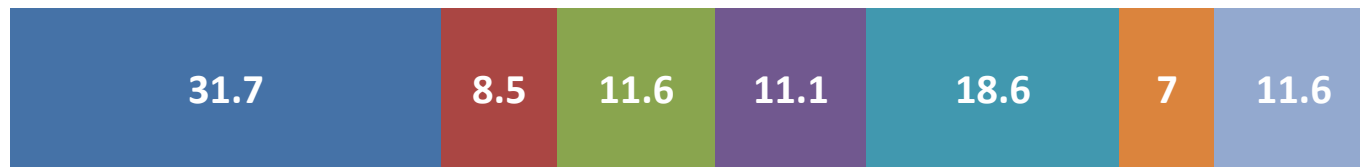
出典: 2013がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査  
 (「がんの社会学」に関する研究グループ、研究代表者 静岡がんセンター 山口 建先生)

# 離職のタイミングの調査

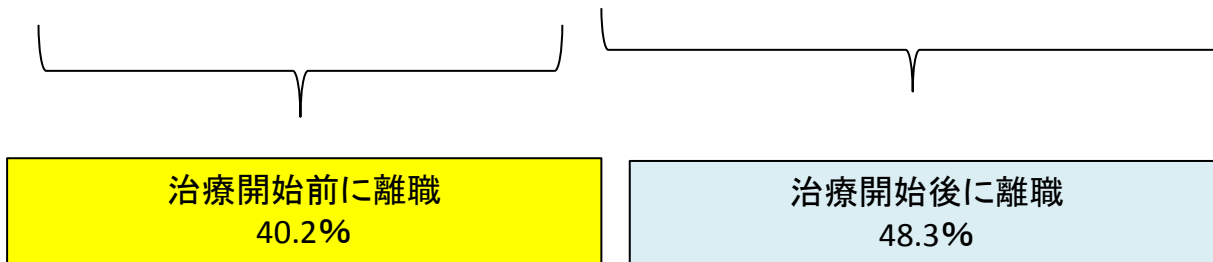
## 離職タイミング多施設調査（厚労科研高橋班2015）

N=950

- ◆ 診断を受けて仕事が とても/やや 心配になった 808名（85.1%）
- ◆ 診断時の職場を退職した 199名（20.9%）

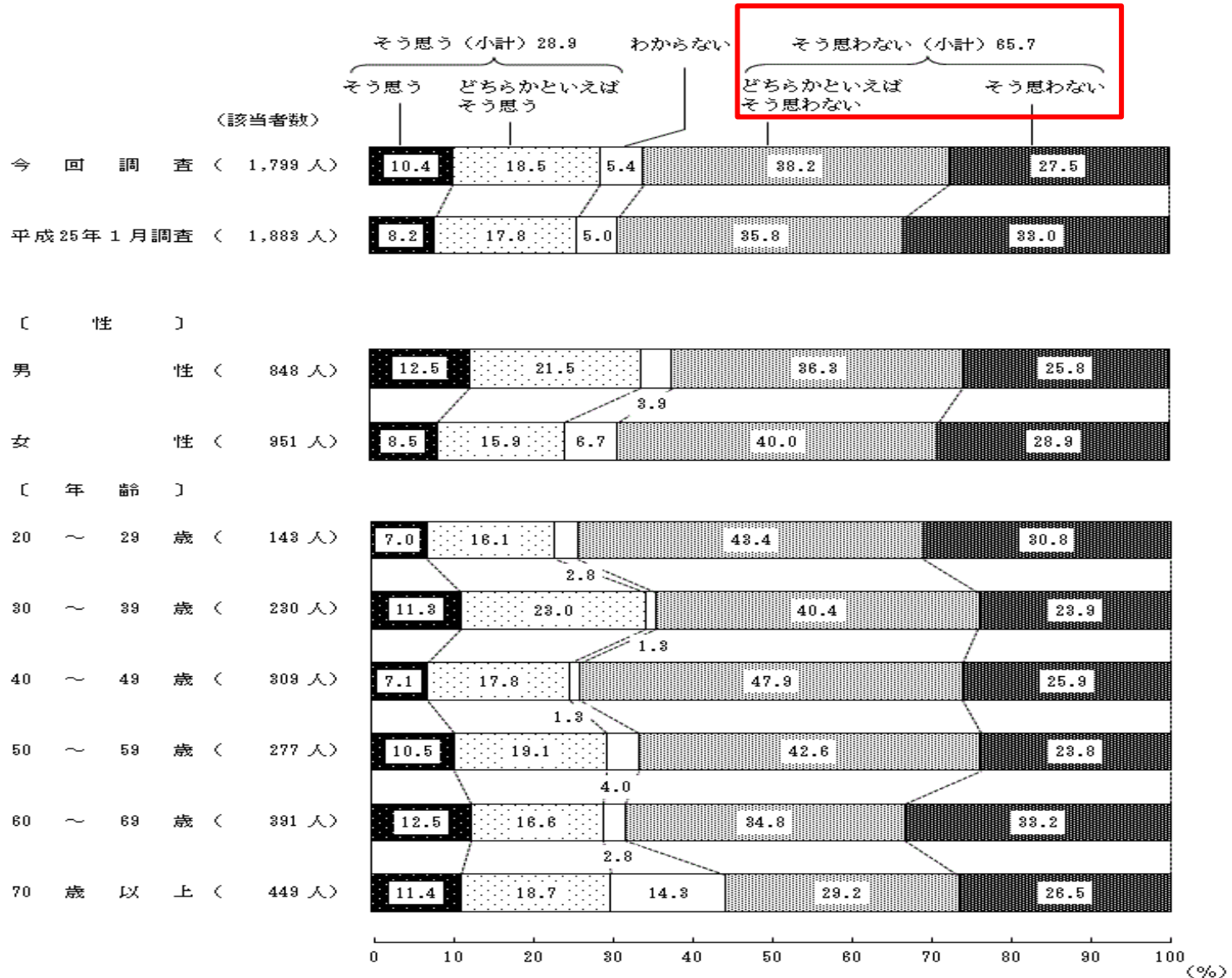


- 診断確定時
- 診断から最初の治療まで
- 最初の治療中
- 治療終了後から復職まで
- 復職後
- 再発後
- その他



# 仕事と治療等の両立についての認識 (世論調査)

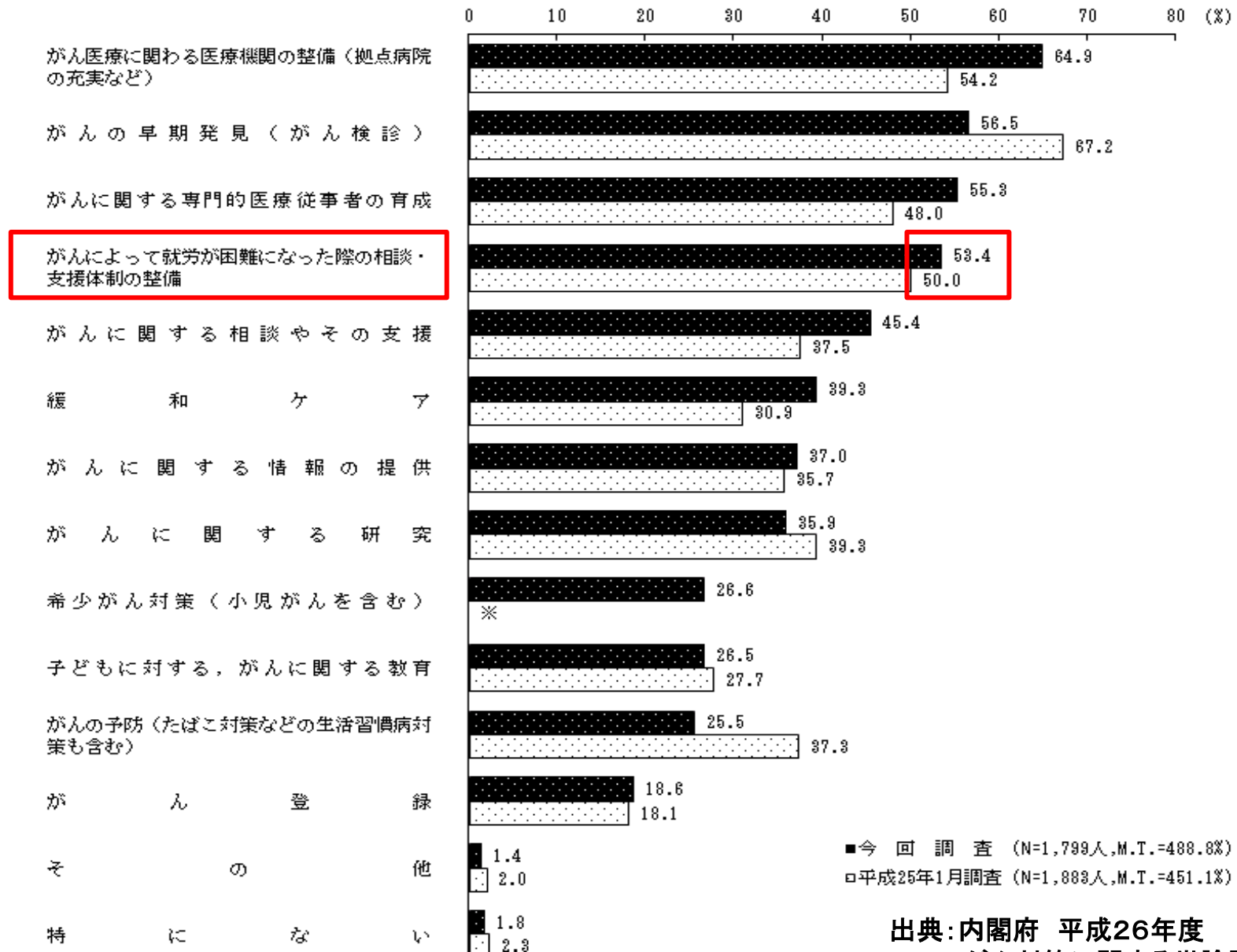
(現在の日本の社会は、がんの治療や検査のために2週間に一度程度病院に通う必要がある場合、働きつづけられる環境だと思うか質問)



出典:内閣府 平成26年度  
がん対策に関する世論調査

# がん対策に関する政府に対する要望（世論調査）

（がん対策について、政府としてどういったことに力をいれてほしいと思うかと質問）



出典：内閣府 平成26年度  
がん対策に関する世論調査

# がん対策加速化プラン(平成27年12月)

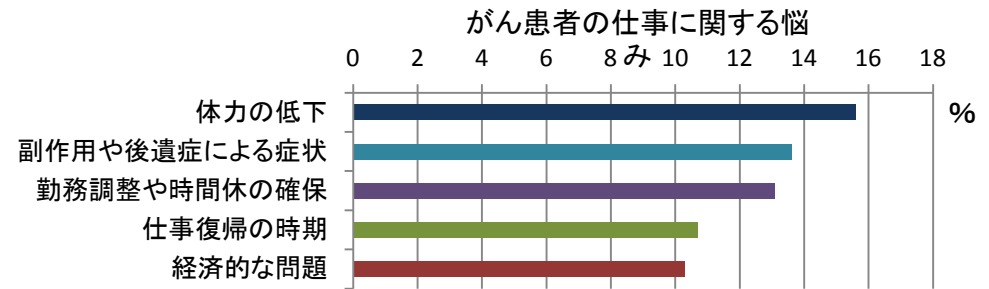
## がん対策推進基本計画における目標

- がん患者等の就労に関するニーズや課題を明らかにする。
- 国、地方公共団体、関係者等が協力して、がん患者等の仕事と治療の両立を支援する。 等

## がん患者の就労に関する現状と課題

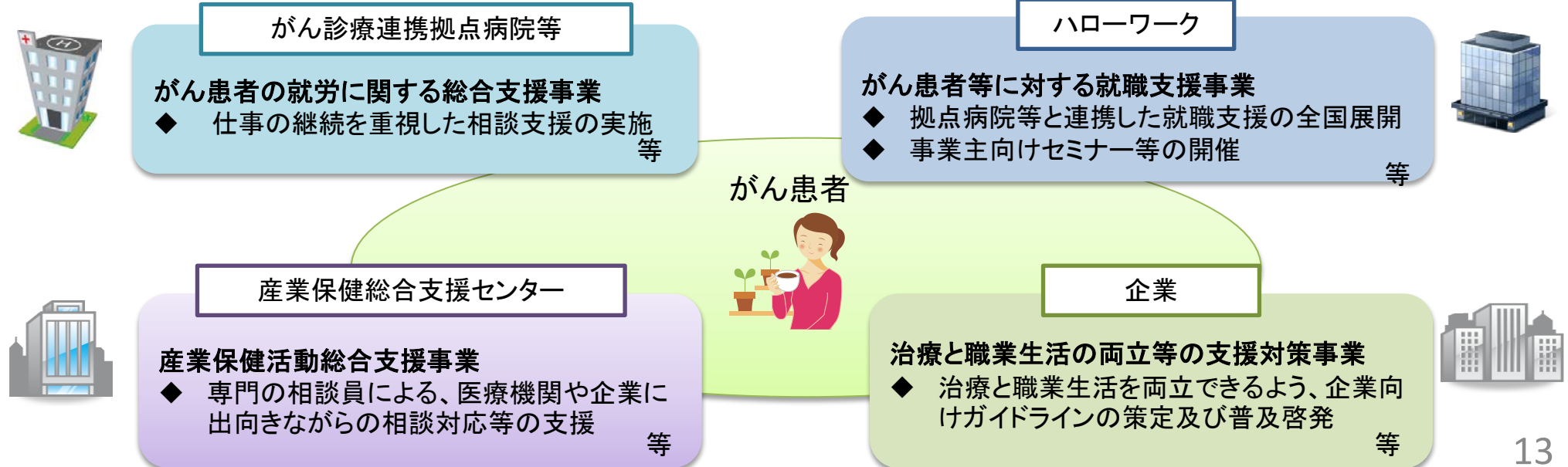
	2003年	2013年
がん患者のうち体力低下や勤務調整が困難であることなどを理由に依願退職または解雇された者の割合	34.7%	34.6%

※全国4,054人の外来通院中のがん患者とがん関連患者団体会員を対象とした調査



出典: 静岡県立静岡がんセンターの研究班による調査

## がん対策加速化プランにおける主な具体策



# がん患者の就労に関する総合支援事業(平成25年度～)

## 趣旨

○がん患者は、生活費や治療費などの経済面はもとより、仕事と治療の両立の仕方や仕事への復帰時期等に不安を抱いており、就労を維持するための情報提供や相談体制の整備が望まれている。

※がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき国が策定するがん対策推進基本計画(以下「基本計画」)においては、平成24年6月に見直しを行い、重点的に取り組むべき課題として「働く世代や小児へのがん対策の充実」が重点課題とされたところ。

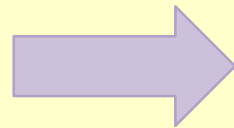
○本事業は、がん診療連携拠点病院の相談支援センターに就労に関する専門家を配置し、がん患者が抱える就労に関する問題をくみ上げ、就労に関する適切な情報提供と相談支援を行うことを目的とする。

## がん相談支援センター すべてのがん診療連携拠点病院に設置)

拠点病院の相談支援センターに社労士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタントなど就労の専門家を配置。

### がん患者

就労に関する  
問題発生



### 仕事に関する相談への対応

- ・仕事と治療の両立の仕方
- ・仕事復帰の時期
- ・仕事の復帰に向けた準備
- ・職場への伝え方
- ・関係機関の紹介 等

実施箇所数 平成28年度:121箇所  
平成27年度:115箇所



### ハローワーク及び労働局

#### がん患者等に対する就職支援事業

ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携した就職支援を実施。

- ・勤務時間の短縮等の配慮
- ・柔軟な配置転換等の対応



### 事業者

事業者による不当解雇等の不利益に対する相談等

事業者による、就労可能者への不当な差別(解雇等)への対応等



### 労働局

# がん相談支援センターの皆様へお願いしたいこと

- がん患者の支援では、質の高い医療の提供のみならず、本人の状況に応じた、福祉的支援・就労支援を提供することが求められている。
  - 医療機関において、こころ(心理)とくらし(社会)の側面からもニーズを捉え支援することが必要。
- 診断直後の心理状態では、自ら相談に訪れることは難しく、離職する必要の無かった方が、相談にくる前に離職している現状がある。
  - 診断早期から関わっている医師や看護師が、まず相談支援センターの存在を患者に案内するような院内の体制を構築すべく、組織に働きかける。更に医師や看護師と相談しつつ、必ずしもすぐに辞める必要がない患者にはその旨を説明する。
- 潜在的な就労支援のニーズがある。
  - 医療費の相談など就労以外の主訴で来室された方に対して、全人的なアセスメントから就労支援のニーズを確認して、そのことに対して支援する。

# がん相談支援センターの皆様へお願いしたいこと

- 企業（患者の上司や人事担当者等）は、医療について専門ではなく、医療情報をどうやって得たらいいのか、職場でどういった配慮が必要なのか、病院での相談を求めている。
  - 治療スタッフとの連携や患者に対する支援だけではなく、企業からみた医療機関の窓口として企業と連携する。
- 就労支援は、社労士をはじめとする専門家や、ハローワークの相談員など、外部機関との連携が推進されている。
  - 医療以外の専門家の役割や特性を理解し、お互いの専門性を活かして支援する。治療スタッフへ、就労支援に関する理解を得て周知をする。
- そもそも労働者は、就労のみならず、経済的課題、育児、家族の介護、本人に必要な介助などを複合的な課題を抱えることがある。
  - 総合的な支援に対応し、必要な機関との連携し支援する。

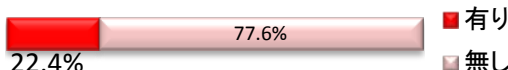


### 1. 課題

#### ①患者ニーズに応じた働き方の選択肢の提供

##### ● 治療と仕事を両立できる社内制度の整備や職場の理解の醸成が課題。

○病気休暇制度のある企業割合 (常用雇用者30人以上民営企業、※1)



○病気休業からの復帰支援プログラムのある企業割合 (常用雇用者50人以上民営企業、※2)



【参考1】

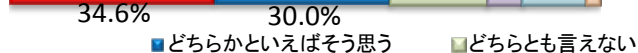
・時間単位の年次有給休暇がある企業割合 (常用雇用者30人以上民営企業、※3)



・在宅勤務(テレワーク)を導入している企業割合 (常用雇用者100人以上民営企業、※4)



・年次有給休暇を病気や急な用事のために残しておく必要があると思う労働者の割合(※5) ■ そう思う



出典：※1厚生労働省平成25年就労条件総合調査、※2平成25年メンタルヘルス、私傷病などの治療と職業生活の両立支援に関する調査(独)労働政策研究・研修機構、※3厚生労働省平成27年就労条件総合調査、※4総務省平成27年通信利用動向調査、※5平成23年年次有給休暇に関する調査((独)労働政策研究・研修機構)

【参考2】ドイツでは、法律に基づき、年次有給休暇とは別に6週間まで有給の病気休暇を取得できる。

### 好事例

i 中外製薬株式会社：社員の安全優先を会社の方針として明文化、がんの通院時に1日単位で取得可能な休暇制度

ii オリンパス株式会社：各事業所における産業保健スタッフの充実、全社的な健康意識の向上

iii ウシオ電機株式会社：主治医と連携した病気休業からの復帰支援

iv 大鵬薬品工業株式会社：やむを得ず病気退職した社員の再雇用制度など

v 住友電気工業株式会社：不妊治療のための休暇制度

(注) i～ivは、「がん患者の治療と仕事の両立への優良な取組を行う企業表彰 事例紹介集」(平成26、27年度 東京都)を参考。

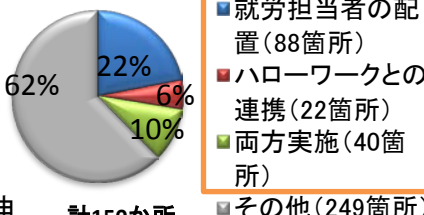
#### ②患者にとって身近な相談先の整備

##### ● がんを例にみると、がん診療連携拠点病院で就労専門家の配置やハローワークとの連携による相談支援体制は38%のみ。

##### ● 医療機関の就労支援機能は量、質ともに不足

・「患者サポート体制充実加算」(診療報酬)算定医療機関数は伸び悩み。 3,477(H25) → 3,478(H26) → 3,422(H27)

・社会福祉士の養成カリキュラム全1,200時間中「就労支援サービスに関する知識」は15時間のみ。



#### ③国としての役割認識の明確化

##### ● 「治療と仕事の両立」を働く方々の健康管理に係る行政課題として明確に捉え、国として、企業や医療機関等の取組を積極的に促進、支援する必要。

### 2. 今後の対応

#### ①企業文化の抜本改革

##### 【企業】

- 全社員の健康に対する**経営トップ、管理職等の意識改革**
- 休暇、テレワーク等**両立が可能な社内制度**の充実
- 産業医、産業保健スタッフ等、社内体制の充実と理解

##### 【厚生労働省】

- 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(平成28年2月策定)の普及
- 企業向け「**疾患別サポートマニュアル**」を新たに策定の方針
- 先導的な事例の収集と普及、中小企業への支援等

#### ②企業と医療機関の連携の強化

##### 【企業】

- **主治医、産業医等の連携体制の構築、充実**

##### 【医療機関】

- 就労支援に対する**医療機関の役割の明確化と体制充実**(主治医の主導的役割の強化、医療ソーシャルワーカー等による支援体制の充実)

##### 【厚生労働省】

- 企業と医療機関の連携の中核となる**専門人材の育成**
- **医療機関向け企業連携マニュアル**を新たに策定し、研修

#### ③患者に対する相談の充実

##### 【企業】

- **産業医、産業保健スタッフによる相談体制**の充実、管理職等の教育

##### 【医療機関】

- **診断当初から就労の相談支援**ができる環境の整備(相談可能な医療機関等の増加)

##### 【厚生労働省】

- **個人ごとの「治療と仕事両立プラン」**の作成・実現を支援する仕組みづくり(患者の精神的支えを含め、患者に寄り添い、企業、医療機関と連携もできる専門人材の養成)

# がん患者の就労に関する厚生労働省の取組み

